

与論町一般廃棄物処理基本計画

平成 28 年 3 月

与論町 環境課

< 目 次 >

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
2. 計画目標年度	2
第2章 ごみ処理基本計画	3
1. 現状の分析	3
(1) ごみ処理体制	3
(2) ごみの分別種類	4
(3) 収集・運搬体制	5
(4) 中間処理体制	6
(5) 最終処分体制	9
2. ごみ処理の実績	10
(1) ごみ処理状況	10
3. ごみ処理の課題	16
4. ごみ排出量の設定	19
(1) 将来ごみ量の設定フロー	19
(2) 将来人口の設定	20
(3) 1人1日当たりごみ排出量の設定	21
(4) 将来ごみ排出量の予測	22
5. ごみ処理基本方針	23
6. ごみの減量化目標	24
(1) 国の減量化目標値	24
(2) 鹿児島県の減量化目標値	24
(3) 与論町の減量化目標値	25
(4) 減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果	26
7. ごみ処理計画	27
(1) 排出抑制計画	27
(2) 収集・運搬計画	30
(3) 中間処理計画	32
(4) 最終処分計画	32
(5) 大規模災害時の廃棄物処理について	33

第3章 生活排水処理基本計画	34
1. 生活排水処理体制	34
(1) 生活雑排水の処理体制	34
(2) し尿排水の処理体制	34
(3) 施設整備状況	35
2. 生活排水処理の実績	37
(1) 生活排水処理人口	37
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量	38
3. 生活排水処理の課題	39
4. 生活排水処理基本方針	41
5. 生活排水処理人口及び処理量の推計	42
(1) 生活排水処理人口の推計	42
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計	43
6. 生活排水処理計画	44
(1) 排出抑制計画	44
(2) 収集・運搬計画	44
(3) 中間処理計画	44
(4) 最終処分・資源化計画	44
(5) 大規模災害時のし尿等の処理について	45

■ 資料編 ■

1. 与論町の概要	(資-1)
2. 関係法令	(資-7)
3. 鹿児島県内及び全国の一般廃棄物処理状況	(資-44)
4. 不法投棄の現状と取組	(資-56)
5. 用語集	(資-67)

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき策定するもので、町が計画的かつ適正に一般廃棄物の処理を行うための基本となる計画です。

本計画では、与論町全域を対象とするとともに、国及び鹿児島県のごみ処理計画等の方針を踏まえたものとしします。

なお、一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、収集・運搬等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されています。また、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

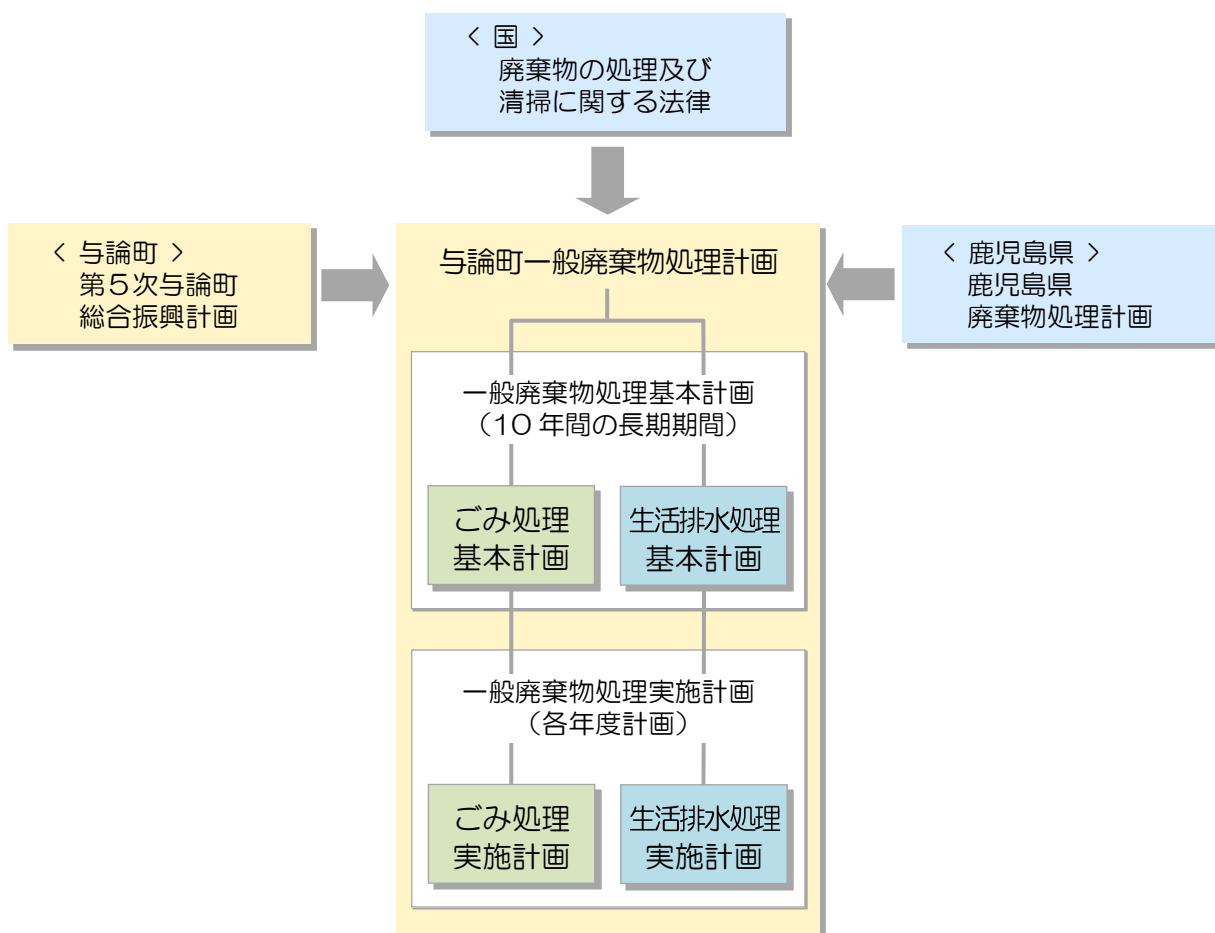


図 1.1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ及び構成

2. 計画目標年度

本計画の目標年度は、平成 28 年度を初年度とし 10 年後の平成 37 年度とします。

なお、本計画期間において、おおむね 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとします。

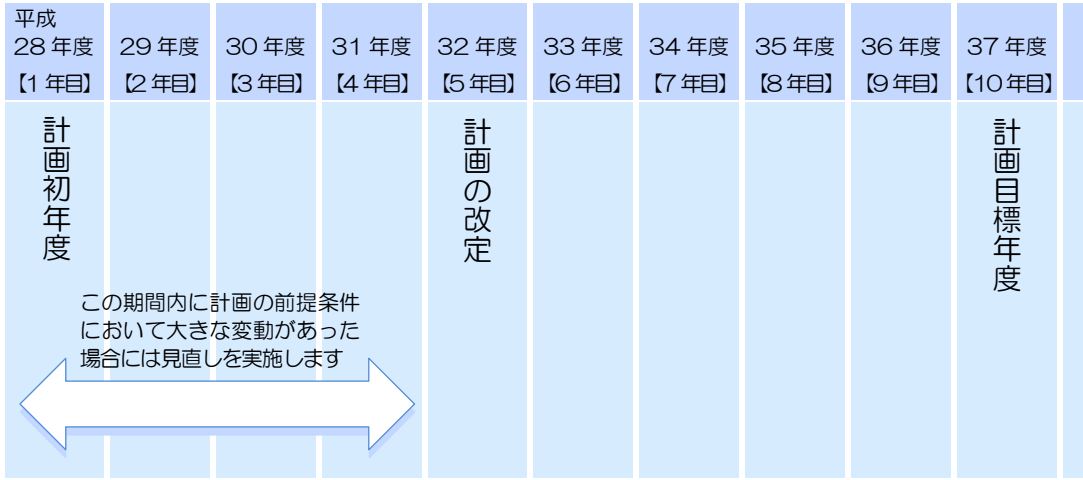


図 1.2 一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

第2章 ごみ処理基本計画

1. 現状の分析

(1) ごみ処理体制

本町のごみの中間処理は、『与論町清掃センター』及び『与論町リサイクルセンター』において行っています。また、『与論町一般廃棄物最終処分場』では焼却残渣等の埋立処分を行っています。

『与論町清掃センター』においては「燃えるごみ」及び「中間処理後の可燃性残渣」の焼却処理、『与論町リサイクルセンター』においては、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「その他ごみ」の破碎・選別・圧縮処理を行っています。

また、『与論町リサイクルセンター』に併設されている『与論町ストックヤード』では、びん類、ペットボトル等の資源化物の一時貯留を行っています。

図 2.1 に与論町のごみ処理の流れを示します。

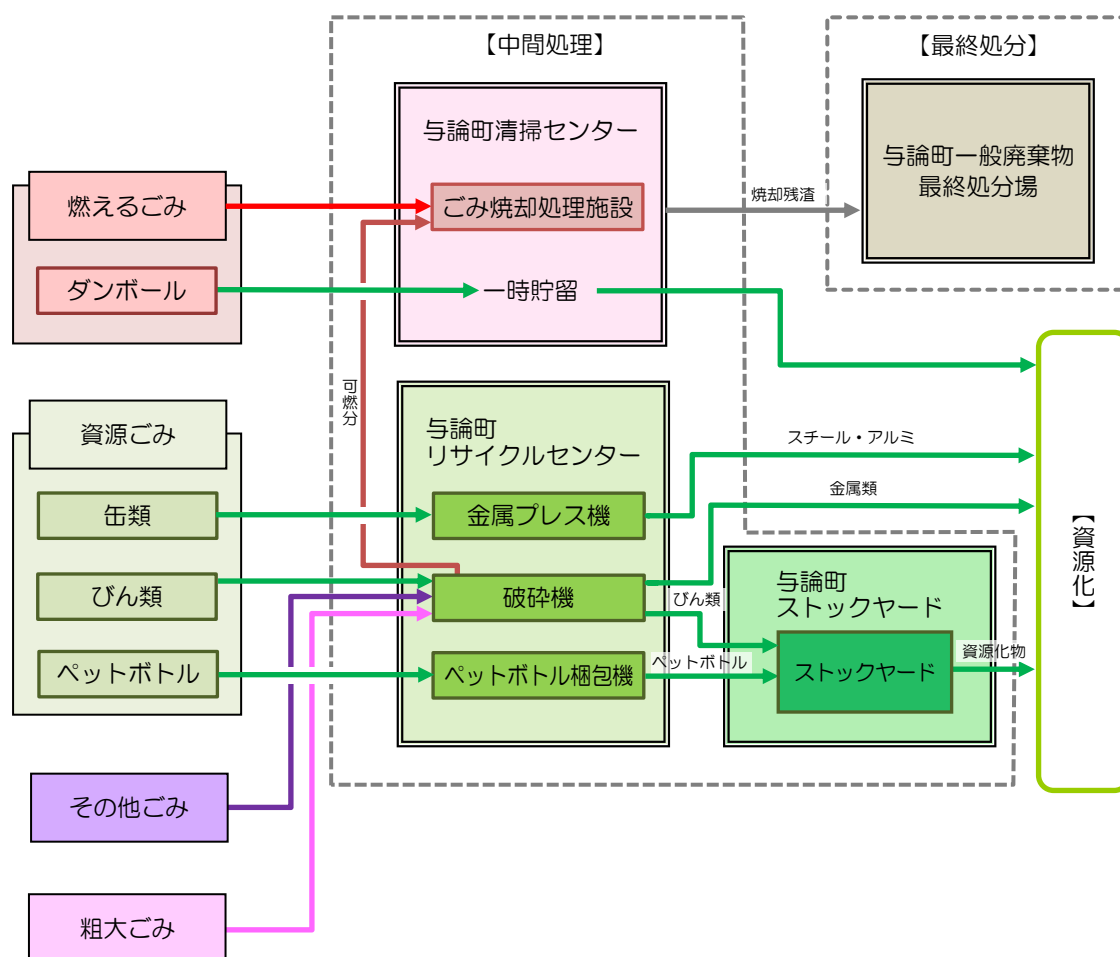


図 2.1 与論町のごみ処理の流れ

(2) ごみの分別種類

本町の家庭系ごみ及び事業系ごみの分別種類は大きく分けて、①燃えるごみ、②資源ごみ、③その他ごみ、④粗大ごみの4種類に分けて排出しています。

排出容器としては、燃えるごみ、ペットボトル及びその他ごみは指定袋で排出し、缶類及びびん類については種類ごとに各ステーションに設置してあるサンテナに入れて排出しています。

平成20年8月作成

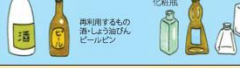
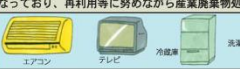


与論町

見やすい所には
はりましょう

ごみの分別と出し方

★収集日の朝8時30分までに
出してください。

区分	主なごみの分類	出し方	出すときの注意とマナー
町が 収集するごみ	燃えるごみ 台所ごみ、紙類、ダンボール等、その他 	町指定透明袋を使用し、口を結ぶ。 	◎生ごみは「水きり」する。 ◎食用油は新聞紙などにしみ込ませる。 ◎おむつは、汚物を取り除く。 ◎ふとん、毛布は清掃センターへ直接持込。 注：スプレー缶は絶対に混入しないください。 ----- ◎ダンボール等は束ねるが、町指定透明袋を使用する。 ◎ボツキス針等、金属類は取り除く。 ◎可燃性のひもを使用する。
	缶類 	設置されたサンテナに出す。 	◎缶詰容器等、汚れのあるものは水洗する。 ◎タバコの吸殻等、異物を混入しない。 ◎スプレー缶は完全に使いきって出す。 ◎アルミ缶、スチール缶は一緒にして出す。 ◎針やカミソリ類はスチール缶の中に入れる。
	びん類 	設置されたサンテナに出す。 	◎酒・ビールびんは販売店へ。 ◎タバコの吸殻等、異物を混入させない。 ◎金属キャップは缶類、可燃キャップは燃えるごみへ。(びんの中に入れてはいけないこと) ◎透明、茶色、その他のびんに分ける。 ◎必ず1回中をかくく水洗いする。
	ペットボトル 	町指定透明袋を使用し、口を結ぶ。 	◎水、お茶、ジュース、酒、しょうゆが入ったプラスチック△が表示されたものに限り出す。 ◎ペットボトルのキャップやラベルは取り除いて燃えるごみへ出す。 ◎△マーク以外のボトルは燃えるごみへ。 ◎必ず1回中をかくく水洗いする。
	その他 	町指定透明袋を使用し、口を結ぶ。 	◎ガラス類、蛍光灯・電球類と電池は別々にして下す。 ◎ガラス片等危険なものは新聞紙で包んで出す。 ◎ボタン電池、ニッケルカドミウム電池は販売店に引取ってもらう。 ◎ニッケルカドミウム電池
直接持込	粗大ごみ (リサイクルセンター) 水曜日、日曜日 	リサイクルセンターへ直接持込(有料) ◎可燃物と不燃物を分けて出す。 ◎搬入車両は4車以内。 ◎スプリング入りマットレスのスプリングは取り除いて1m以内で出す。 ◎木材等は直径15cm以内のもので1.5m以内に切断する。(釘は完全に抜く) ◎最大サイズ 100cm×100cm×100cm ◎木くず、廃木材 5.5円/kg ◎トタン類 3.5円/kg	◎可燃物と不燃物を分けて出す。 ◎搬入車両は4車以内。 ◎スプリング入りマットレスのスプリングは取り除いて1m以内で出す。 ◎木材等は直径15cm以内のもので1.5m以内に切断する。(釘は完全に抜く)
町で処理できないごみ (産業廃棄物)		産業廃棄物処理業者に委託して下さい。 業者 林 前村 (97-3948) 金属、廃プラスチック、ガラス 武東砕石 (97-2421) がれき、ガラス、金属、木、繊維、ゴム、廃プラスチック、廃油	産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じたゴミで、事業者自身の処理責任となっており、再利用等に努めながら産業廃棄物処理業者に委託してください。
家電リサイクル		法律によってリサイクルが義務づけられているもの 販売店や専門業者に必要な料金を添えて処理を依頼して下さい。	法律によってリサイクルが義務づけられているもの 販売店や専門業者に必要な料金を添えて処理を依頼して下さい。

・「まぜればごみ、分ければ資源」ルールを守ってきれいな島をつくりましょう
 ・生ゴミは堆肥化し・減量に努めましょう

ごみ収集日

雑木、雑草、落ち葉は各自で処理して下さい。
 不法投棄は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金という罰則があります。

出し方	分類	曜日	月	火	水	木	金	土
町指定袋	燃えるごみ	街茶	道花	那与	間論	街茶	道花	那与
サンテナ	缶類(毎週)			茶花	那与	間論	与論	
サンテナ	びん類				茶花	那与	間論	与論
町指定赤袋	その他				茶花(第2)	那与(第3)	与論(第4)	
町指定透明袋	ペットボトル							

■リサイクルセンターへの持込は

水曜日、日曜日
 8:30~17:00
 町民福祉課 97-4930

図 2.2 与論町のごみ分別ポスター

(3) 収集・運搬体制

本町のごみの収集・運搬は、表 2.1 に示すとおりとなっています。

なお、事業系ごみについては、街道地域のみ収集となっており、その他の地域については、収集は行っておらず、各事業者による直接搬入となっています。

また、粗大ごみの直接搬入及び事業系ごみの処理については、処理手数料を徴収しており、その内訳等は表 2.2 及び表 2.3 に示すとおりとなっています。

表 2.1 収集・運搬方法と収集頻度

			家庭系ごみ (町全域)	事業系ごみ	
				(街道地域)	(その他地域)
収集業者			委託業者	委託業者	直接搬入
収集方式			ステーション方式※	ステーション方式※	
分別種類 ・ 収集頻度	燃えるごみ		週 2 回	週 3 回	
	資源ごみ	缶類	1 回／週	1 回／週	
		びん類	1 回／月	1 回／月	
		ペットボトル	1 回／月	1 回／月	
	その他ごみ		1 回／月	1 回／月	
	粗大ごみ		直接搬入	直接搬入	

※各集積所から収集を行う収集方法。

表 2.2 粗大ごみ処理料金

区分	料金	備考
粗大ごみ	100 円／10kg	自ら出した建設廃材 50kg 以内 自ら解体した住宅廃木材 300kg 以内 (約軽トラ 1 台分)
木くず、廃木材	55 円／kg	
トタン類	35 円／kg	10 枚まで

表 2.3 事業系一般廃棄物処理手数料

区分	等級	月額料金	備考
計画収集及び随時搬入 またはこれに類する者	1	3,150 円	1 ヶ月 2 t 以上のもの
	2	1,570 円	1 ヶ月 1 t 以上 2 トン未満のもの
	3	1,260 円	1 ヶ月 0.5 t 以上 1 トン未満のもの
	4	1,050 円	1 ヶ月 0.3 t 以上 0.5 トン未満のもの
	5	520 円	1 ヶ月 0.3 t 未満のもの
随時収集による者	収集車 1 台につき 2,100 円。ただし 1 台に満たないものは 1 台とみなす。		

(4) 中間処理体制

燃やすごみ及び中間処理後の可燃性残渣については、「与論町清掃センター」にて焼却処理を行っていますが、建設中の新ごみ焼却施設が竣工した後については、新ごみ焼却施設にて焼却処理を行っていきます。

表 2.4 に与論町清掃センターの概要を示し、表 2.5 に新ごみ焼却施設の概要を示します。



写真 2.1 与論町清掃センター

表2.4 与論町清掃センターの概要

施設名称	与論町清掃センター
所在地	与論町茶花2040-1
竣工	昭和58年 3月
焼却能力	10t/日×1炉
炉形式	ストーカ炉

表2.5 新ごみ焼却施設の概要

所在地	与論町立長671
工事期間	平成27年 8月 ～ 平成29年 3月
焼却能力	8t/日×1炉
炉形式	ストーカ炉
余熱利用設備	温水発生器による温熱回収方式

資源ごみ、その他ごみ、粗大ごみについては、「与論町リサイクルセンター」にて、
 破碎・選別・圧縮処理を行っています。

表 2.6 に与論町リサイクルセンターの概要を示します。



写真：与論町リサイクルセンターパンフレット

写真 2.2 与論町リサイクルセンター

表2.6 与論町リサイクルセンターの概要

施 設 種 類	与論町リサイクルセンター
所 在 地	与論町立長684
竣 工	平成14年 3月
処 理 方 法	缶類：選別・圧縮処理 びん類：破碎・選別処理 ペットボトル：圧縮・梱包処理 その他ごみ、粗大ごみ：破碎・選別処理
対 象 廃 棄 物	缶類、びん類、ペットボトル、その他ごみ 粗大ごみ
処 理 能 力	2.2t/5h

中間処理後の資源化物については、リサイクルセンターに併設されている「与論町ストックヤード」にて保管されています。

表 2.7 に与論町ストックヤードの概要を示します。



写真 2.3 与論町ストックヤード

表2.7 与論町ストックヤードの概要

施 設 種 類	与論町ストックヤード
所 在 地	与論町立長684
竣 工	平成18年 9月
対 象 廃 棄 物	びん類、ペットボトル
面 積	200m ²

(5) 最終処分体制

最終処分については、「与論町一般廃棄物最終処分場」にて最終処分を行っています。

表 2.8 に与論町一般廃棄物最終処分場の概要を示します。



写真：与論町一般廃棄物最終処分場パンフレット

写真 2.4 与論町一般廃棄物最終処分場

表2.8 与論町一般廃棄物最終処分場の概要

施 設 名 称		与論町一般廃棄物最終処分場
所 在 地		与論町立長671 他
竣 工		平成26年 3月
埋 立 容 量		3,900m ³
埋 立 方 式		移動式バケット方式
埋 立 対 象 物		焼却灰等
浸 処 理 出 施 水 設	処理方式	接触ばっ気式生物処理法
	処理能力	5m ³ /日

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ処理状況

① ごみの総排出量

平成 26 年度における与論町のごみの総排出量は 2,302 トンであり、1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 1,160 グラムとなります。この量は平成 25 年度の全国平均値 958 グラム及び平成 25 年度の鹿児島県平均値 936 グラムと比較すると高い数値となっています。

直近 5 年間（平成 22 年度～26 年度）の総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移としては、平成 24 年度までは増加傾向にありましたが、平成 25 年度以降は減少しています。

表 2.9 与論町の年間ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

年 度	人 口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		総排出量	家庭系ごみ量	事業系ごみ量	与論町	<参考> 鹿児島県平均	<参考> 全国平均
平成 22 年度	5,507	2,334 (100%)	1,530 (65.6%)	804 (34.4%)	1,161	926	976
平成 23 年度	5,487	2,342 (100%)	1,648 (70.4%)	694 (29.6%)	1,166	936	976
平成 24 年度	5,495	2,491 (100%)	1,968 (79.0%)	523 (21.0%)	1,242	939	964
平成 25 年度	5,468	2,405 (100%)	2,020 (84.0%)	385 (16.0%)	1,205	936	958
平成 26 年度	5,437	2,302 (100%)	1,883 (71.8%)	419 (18.2%)	1,160	—	—

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

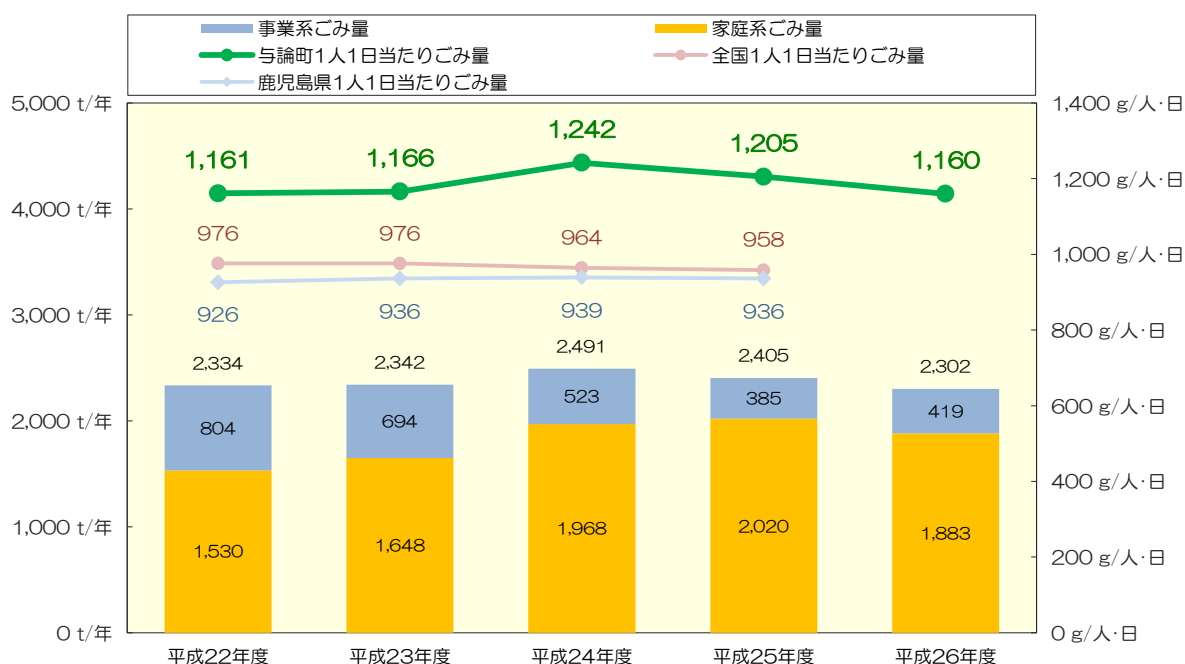


図 2.3 与論町の年間ごみ排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

② ごみの種類別排出量

本町における家庭系ごみの種類別排出量の推移を表 2.10 及び図 2.4 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の推移でみると、平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度は減少しています。

平成 26 年度の割合では、燃えるごみが 83.3%と最も多く、次いで資源ごみの 9.1%、粗大ごみの 6.0%、その他ごみの 1.6%の順となっています。

表 2.10 与論町の家庭系ごみの種類別排出量の推移

年 度	品 目	燃えるごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合 計 (t/年)
平成 22 年度		1,283 (83.9%)	149 (9.7%)	22 (1.4%)	76 (5.0%)	1,530 (100%)
平成 23 年度		1,342 (81.4)	160 (9.7%)	22 (1.3%)	124 (7.5%)	1,648 (100%)
平成 24 年度		1,592 (80.9%)	172 (8.7%)	42 (2.1%)	162 (8.2%)	1,968 (100%)
平成 25 年度		1,721 (85.2%)	167 (8.3%)	38 (1.9%)	94 (4.7%)	2,020 (100%)
平成 26 年度		1,568 (83.3%)	171 (9.1%)	31 (1.6%)	113 (6.0%)	1,883 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

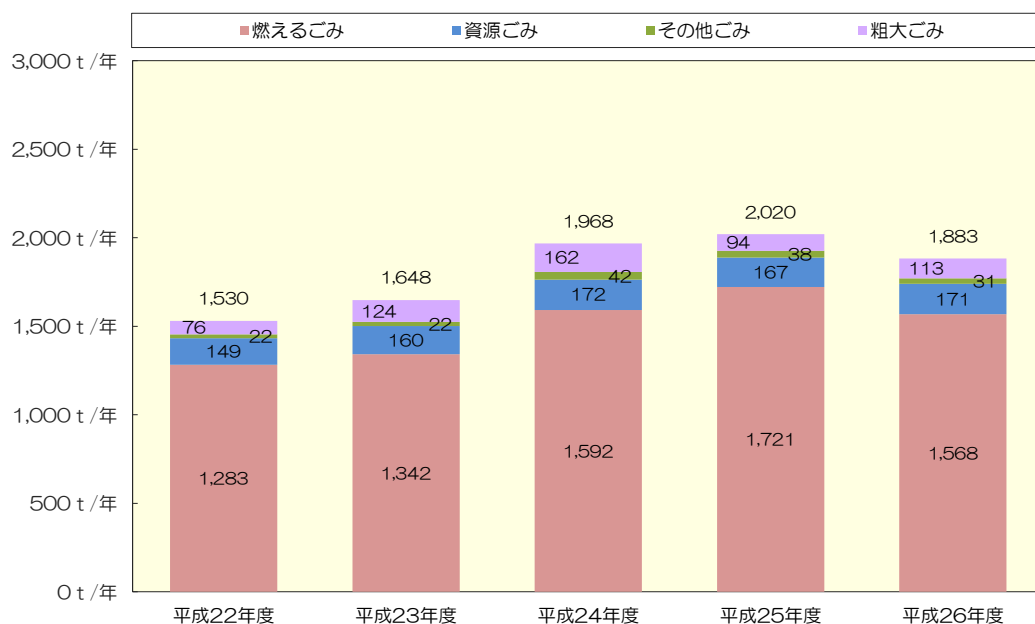


図 2.4 与論町の家庭系ごみの種類別排出量の推移

本町における事業系ごみの種類別排出量の推移を表 2.11 及び図 2.5 に示します。
直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の推移でみると、平成 25 年度までは減少傾向にありましたが、平成 26 年度は増加しています。

平成 26 年度の割合では、燃えるごみが 70.4%と最も多く、次いで資源ごみの 23.6%、粗大ごみの 6.0%の順となっています。

表 2.11 与論町の事業系ごみの種類別排出量の推移

年 度	品 目	燃えるごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合 計 (t/年)
平成 22 年度		652 (81.1%)	120 (14.9%)	0 (0.0%)	32 (4.0%)	804 (100%)
平成 23 年度		529 (76.2%)	130 (18.7%)	0 (0.0%)	35 (5.0%)	694 (100%)
平成 24 年度		387 (74.0%)	95 (18.2%)	0 (0.0%)	41 (7.8%)	523 (100%)
平成 25 年度		273 (70.9%)	89 (23.1%)	0 (0.0%)	23 (6.0%)	385 (100%)
平成 26 年度		295 (70.4%)	99 (23.6%)	0 (0.0%)	25 (6.0%)	419 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

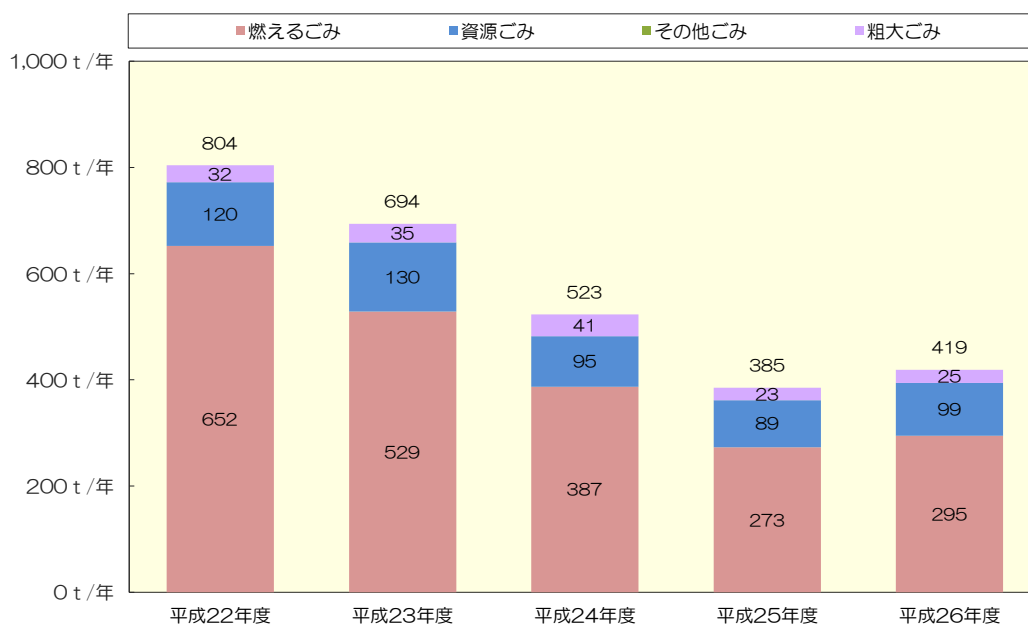


図 2.5 与論町の事業系ごみの種類別排出量の推移

③ ごみの処理状況

本町におけるごみの処理状況の推移を表 2.12 及び図 2.6 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の推移でみると、各処理量概ね横ばいとなっています。

平成 26 年度の割合では、直接焼却による処理量が 80.9%、焼却以外の中間処理量が 14.1%、直接資源化量が 5.0%となっています。

表 2.12 与論町のごみの処理状況の推移

処理内容 年 度	直接焼却量 (t/年)	焼却以外の 中間処理量 (t/年)	直接資源化量 (t/年)	直接最終処分量 (t/年)	ごみ処理量 (t/年)
平成 22 年度	1,935 (82.9%)	266 (11.4%)	133 (5.7%)	0 (0.0%)	2,334 (100%)
平成 23 年度	1,871 (79.9%)	327 (14.0%)	144 (6.1%)	0 (0.0%)	2,342 (100%)
平成 24 年度	1,979 (79.4%)	402 (16.1%)	110 (4.1%)	0 (0.0%)	2,491 (100%)
平成 25 年度	1,994 (82.9%)	309 (12.8%)	102 (4.2%)	0 (0.0%)	2,405 (100%)
平成 26 年度	1,863 (80.9%)	324 (14.1%)	115 (5.0%)	0 (0.0%)	2,302 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

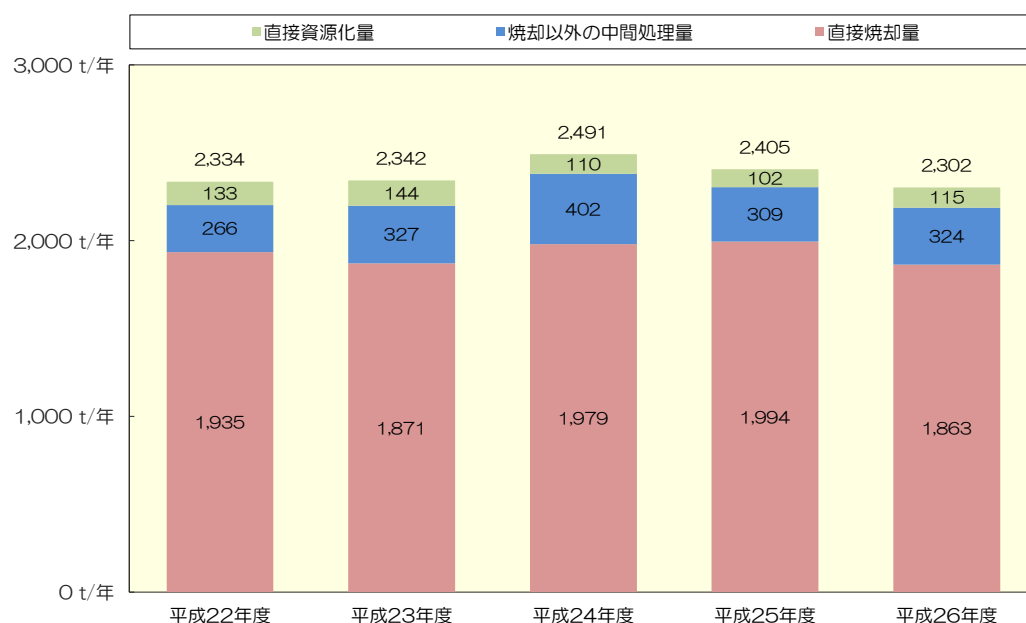


図 2.6 与論町のごみの処理状況の推移

④ ごみの資源化量

本町におけるごみの資源化量の推移を表 2.13 及び図 2.7 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）における資源化量では、金属類、びん類は増加傾向にあり、紙類、缶類、ペットボトルについては、減少傾向にあります。資源化率については、平成 24 年度より増加傾向にあります。

表 2.13 与論町のごみの資源化量の推移

品 目 年 度	紙 類 (t/年)	缶類 (t/年)	金属類 (t/年)	びん類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	その他※1 (t/年)	合 計 (t/年)	資源化率※2 (%)
平成22年度	133 (43.5%)	57 (18.6%)	37 (12.1%)	59 (19.3%)	17 (5.6%)	3 (1.0%)	306 (100%)	13.1
平成23年度	144 (43.4%)	61 (18.4%)	44 (13.3%)	64 (19.3%)	19 (5.7%)	0 (0.0%)	332 (100%)	14.2
平成24年度	110 (39.7%)	75 (27.1%)	12 (4.3%)	62 (22.4%)	18 (6.5%)	0 (0.0%)	277 (100%)	11.1
平成25年度	102 (33.4%)	64 (21.0%)	49 (16.1%)	69 (22.6%)	18 (5.9%)	3 (1.0%)	305 (100%)	12.7
平成26年度	115 (33.5%)	52 (15.2%)	73 (21.3%)	85 (24.8%)	15 (4.4%)	3 (0.9%)	343 (100%)	14.9

※1 「その他」資源化品目は、蛍光灯、乾電池となっている。

※2 資源化率は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の和をごみ処理量と集団回収量の和で除した値である。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

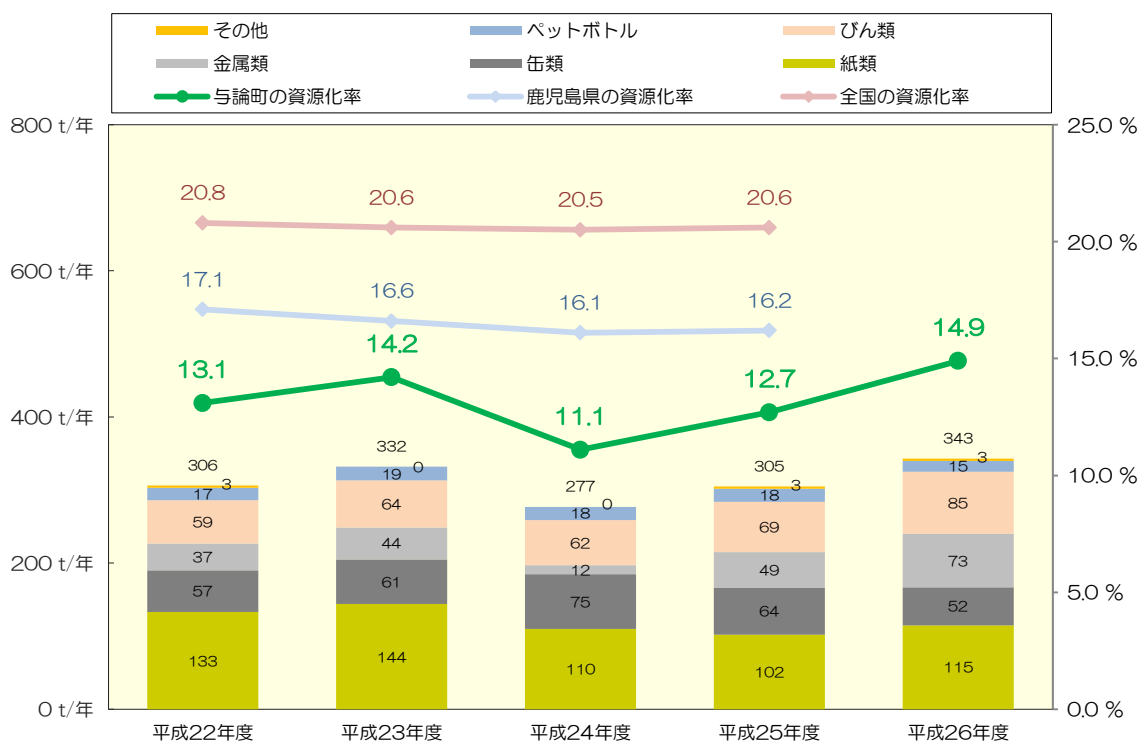


図 2.7 与論町のごみの資源化量の推移

⑤ ごみの最終処分量

本町におけるごみの最終処分量の推移を表 2.14 及び図 2.8 に示します。

最終処分の対象品目は、ごみの焼却処理を行う際に発生する焼却残渣、焼却処理以外の処理残渣等となっています。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）における最終処分量は、平成 24 年度をピークに減少傾向にあります。

表 2.14 与論町のごみの最終処分量の推移

処理内容 年 度	直接最終処分量 (t/年)	焼却残渣量 (t/年)	焼却以外の 処理残渣量 (t/年)	合 計 (t/年)
平成 22 年度	0 (0.0%)	242 (91.7%)	22 (8.3%)	264 (100%)
平成 23 年度	0 (0.0%)	245 (91.8%)	22 (8.2%)	267 (100%)
平成 24 年度	0 (0.0%)	258 (86.0%)	42 (14.0%)	300 (100%)
平成 25 年度	0 (0.0%)	234 (86.0%)	38 (14.0%)	272 (100%)
平成 26 年度	0 (0.0%)	213 (87.3%)	31 (12.7%)	244 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

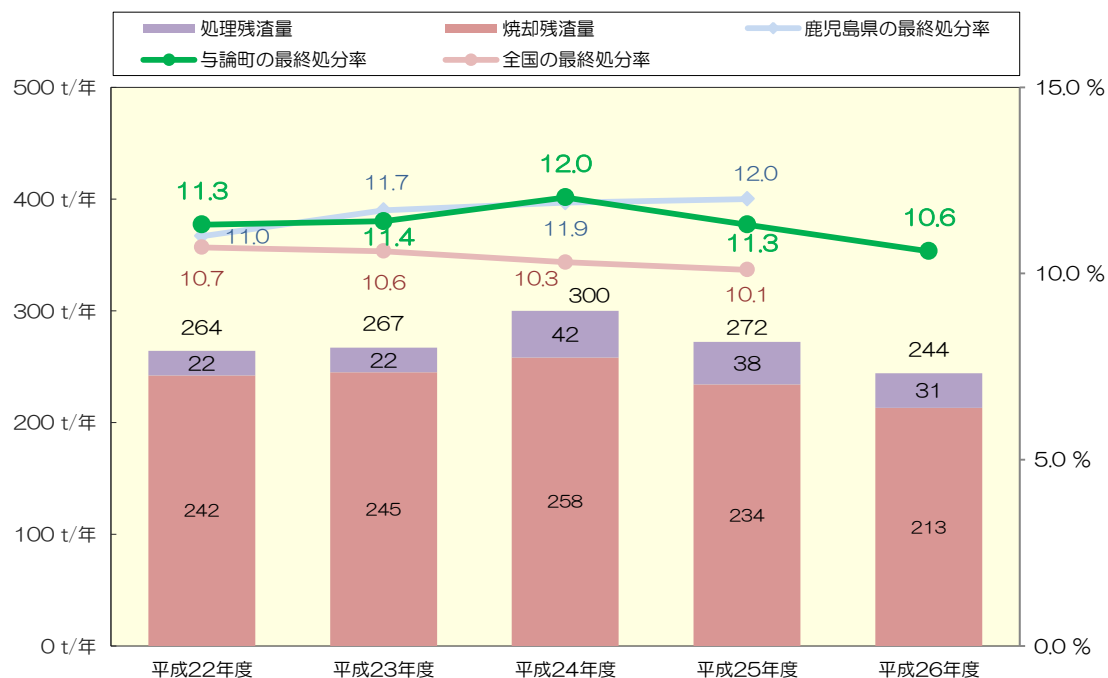


図 2.8 与論町のごみの最終処分量の推移

3. ごみ処理の課題

本町では、循環型社会の形成に向け、さまざまな取り組みを行っていますが、1人1日当たりごみ排出量は、国や鹿児島県の平均を大きく上回っており、ごみの排出抑制を推進する必要があります。

以下に現状における主なごみ処理の課題を示します。

排出抑制に関する課題

- ・意識啓発活動をさらに推進する必要がある。
- ・環境教育を推進する必要がある。
- ・マイバッグの普及を推進する必要がある。
- ・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制を推進する必要がある。
- ・多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力を推進する必要がある。
- ・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。
- ・適宜手数料の適正化を検討する必要がある。
- ・粗大ごみの修理、再使用を行い、発生量を減らす必要がある。
- ・ごみ処理料金の公平性を図るため、ごみ処理の有料化を検討する必要がある。

収集・運搬に関する課題

- ・分別排出の徹底をさらに推進する必要がある。
- ・排出日・排出時間の厳守徹底をさらに推進する必要がある。
- ・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
- ・高齢者や障がい者等のごみ排出時の支援を推進する必要がある。
- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
- ・指定ごみ袋の使用を徹底し、料金について適宜検討する必要がある。
- ・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）をさらに推進する必要がある。
- ・資源ごみ（アルミ缶等）の抜き取り防止を強化する必要がある。
- ・状況に対応し、分別種類を増やす（見直す）必要がある。
- ・事業者へ資源ごみ等の分別徹底に対する更なる啓発を行う必要がある。
- ・適正処理困難物の回収ルートを確保する必要がある。
- ・集合住宅（アパート等）への排出ルール遵守を啓発する必要がある。
- ・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底が必要である。
- ・カラスや野良ネコ等によるごみの散乱対策を啓発する必要がある。

本町においては発生抑制と同様に、さらなるごみの資源化を行う必要があります。

資源化に関する課題

- 生ごみの資源化を検討する必要がある。
- 生ごみ処理機助成制度を検討する必要がある。
- 廃食用油のリサイクルを検討する必要がある。
- 有価物の自主回収（店頭回収等）をさらに推進する必要がある。
- 資源化ルートを確立する必要がある。
- 資源化対象品目の見直し、追加等を行う必要がある。
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
- 家電リサイクル法に係る収集運搬料金の低減化を検討する必要がある。
- 不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。
- 資源ごみの効率的な資源化を行うため収集方法の見直しを検討して行く必要がある。

本町におけるごみの中間処理及び最終処分は、与論町清掃センター、与論町リサイクルセンター、与論町ストックヤード及び与論町一般廃棄物最終処分場において処理・処分を行っています。

これらの施設のうち、与論町清掃センターは、稼働から 30 年程度が経過し、老朽化していることから、平成 27 年度より新ごみ処理焼却施設の建設が進められています。

中間処理に関する課題

- ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- 焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- ごみ処理コストをさらに低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）する必要がある。
- 中間処理施設による処理不適物（産業廃棄物等）の混入を防ぐよう指導する必要がある。
- 施設の適正な維持管理を継続していく必要がある。

最終処分に関する課題

- 資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある。
- 最終処分場の延命化を推進する必要がある。
- 最終処分場の適正維持・管理により長寿命化を推進する必要がある。
- 残余容量の適正な管理を行っていく必要がある。

本町では不法投棄を防止するために看板等の設置や広報等による意識啓発を行っていますが、山間部等人目につみにくい場所に粗大ごみや廃家電等の不法投棄が散見されます。

不法投棄された廃棄物は景観の悪化や土壌汚染も懸念されるほか、回収作業に多大な労力を要します。

今後も、パトロールや看板設置等の不法投棄対策を継続しつつ、より効果的な不法投棄対策を検討していく必要があります。

不法投棄に関する課題

- 不法投棄頻出箇所のパトロールをさらに強化する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所への看板等の設置をさらに推進する必要がある。
- 不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）を推進する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置を検討する必要がある。
- 他市町村の事例を参考にしながら効果的な不法投棄対策の検討を行う必要がある。

本町において大規模な地震災害や水害が発生した場合、日常発生する廃棄物に加え大量の災害廃棄物が発生し、処理に時間がかかると腐敗性廃棄物による悪臭やハエの発生等衛生上影響が生じる事態が想定されます。

災害時の廃棄物処理については、与論町地域防災計画に基づき適正かつ迅速な処理について検討していく必要があります。

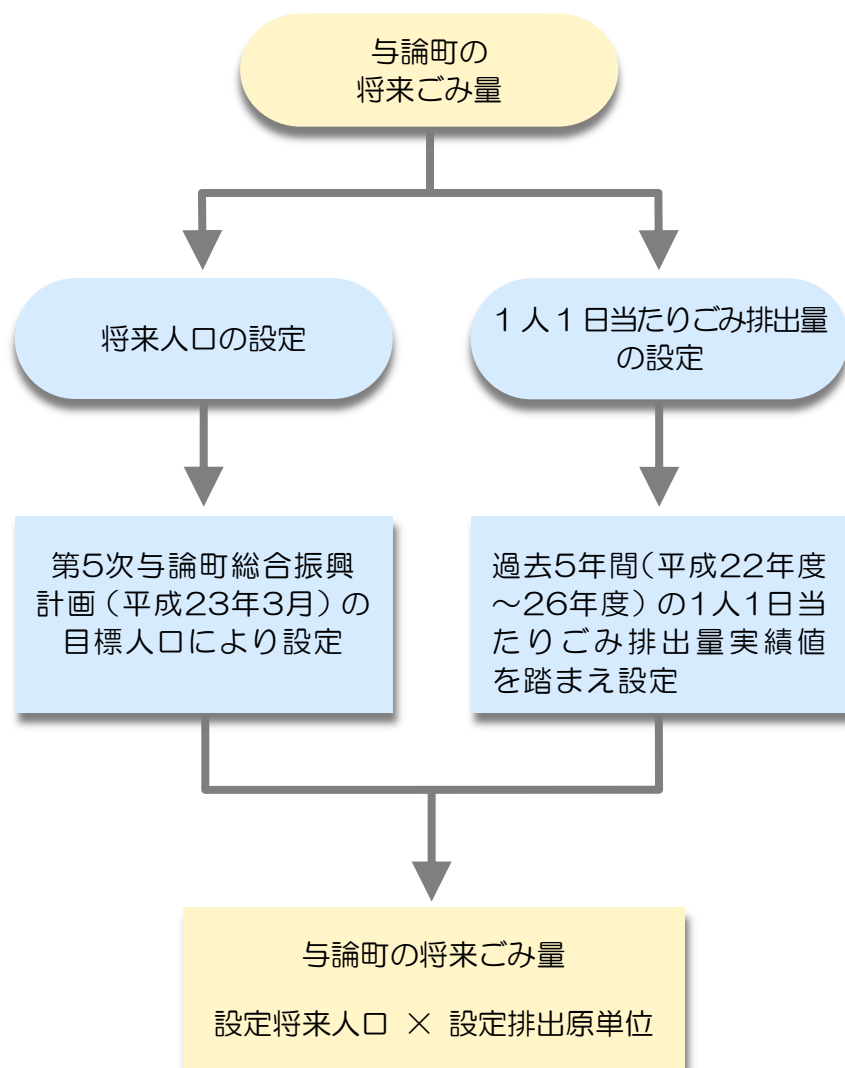
災害時の廃棄物処理に関する課題

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。
- より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。
- 前記までの内容の具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定を検討する必要がある。

4. ごみ排出量の設定

(1) 将来ごみ量の設定フロー

将来ごみ量の設定に当たっては図 2.9 に示すフロー図に従い、与論町の将来ごみ量について予測を行います。



※「1人1日当たりごみ排出量」は「排出原単位」ともいう。

図 2.9 与論町の将来ごみ量の設定フロー図

(2) 将来人口の設定

本町の将来人口については、「第5次与論町総合振興計画（平成23年3月）」（以下、総合振興計画という）に基づき設定します。

総合振興計画では、平成37年度の将来人口を4,498人と推計していることから、本計画においても、平成37年度に4,498人と設定するものとします。

表 2.15 与論町の将来人口の設定

年 度		人口実績値（人）	総合計画に基づく人口推計値（人）
人口実績値※1	平成22年度	5,464	
	平成23年度	5,413	
	平成24年度	5,436	
	平成25年度	5,468	
	平成26年度	5,372	
人口設定値※2	平成27年度		5,152
	平成28年度		5,087
	平成29年度		5,022
	平成30年度		4,958
	平成31年度		4,893
	平成32年度		4,828
	平成33年度		4,762
	平成34年度		4,696
	平成35年度		4,630
	平成36年度		4,564
	平成37年度		4,498

※1 人口実績値：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

※2 人口設定値：「第5次与論町総合振興計画」

※ 平成32年度から平成37年度までの人口推計値は、一定数ずつ減少するものとした。

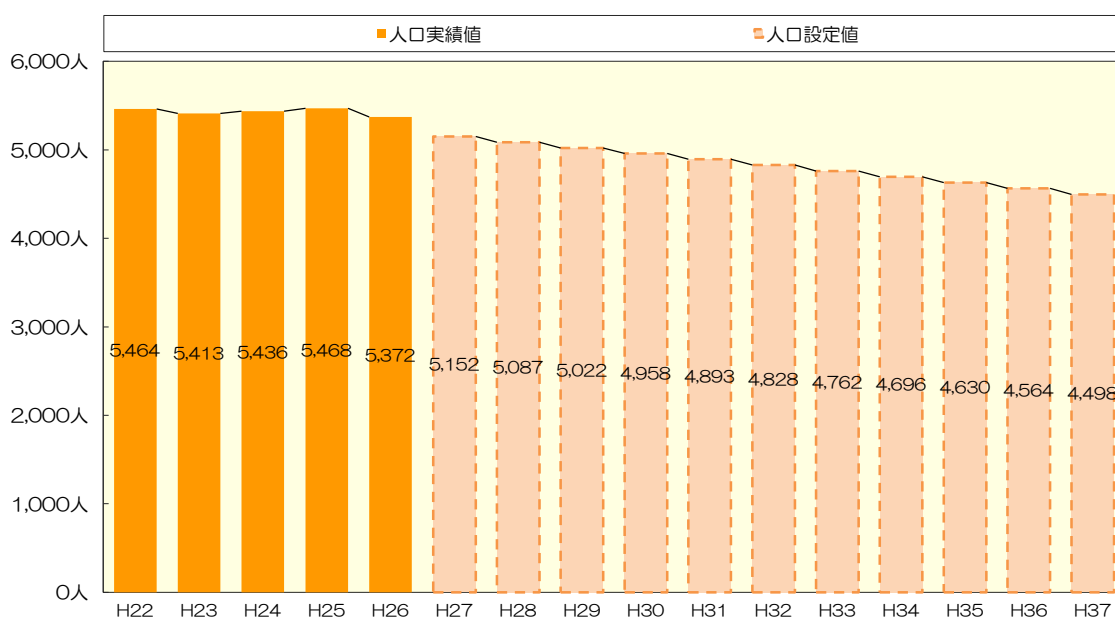


図 2.10 与論町の将来人口の設定

(3) 1人1日当たりごみ排出量の設定

本町の1人1日当たりごみ排出量の設定については、直近3年間（平成24年度～平成26年度）の実績値から、減少傾向が続くことも想定されますが、ここでは平成26年度の実績値1,160グラムを維持するものと設定します。

表 2.16 与論町の1人1日当たりごみ排出量の設定

年 度		1人1日当たりごみ排出量実績値 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量設定値 (g/人・日)
実績値※1	平成22年度	1,161	
	平成23年度	1,166	
	平成24年度	1,242	
	平成25年度	1,205	
	平成26年度	1,160	
排出原単位設定値	平成27年度		1,160
	平成28年度		1,160
	平成29年度		1,160
	平成30年度		1,160
	平成31年度		1,160
	平成32年度		1,160
	平成33年度		1,160
	平成34年度		1,160
	平成35年度		1,160
	平成36年度		1,160
	平成37年度		1,160

※1 排出原単位実績値：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

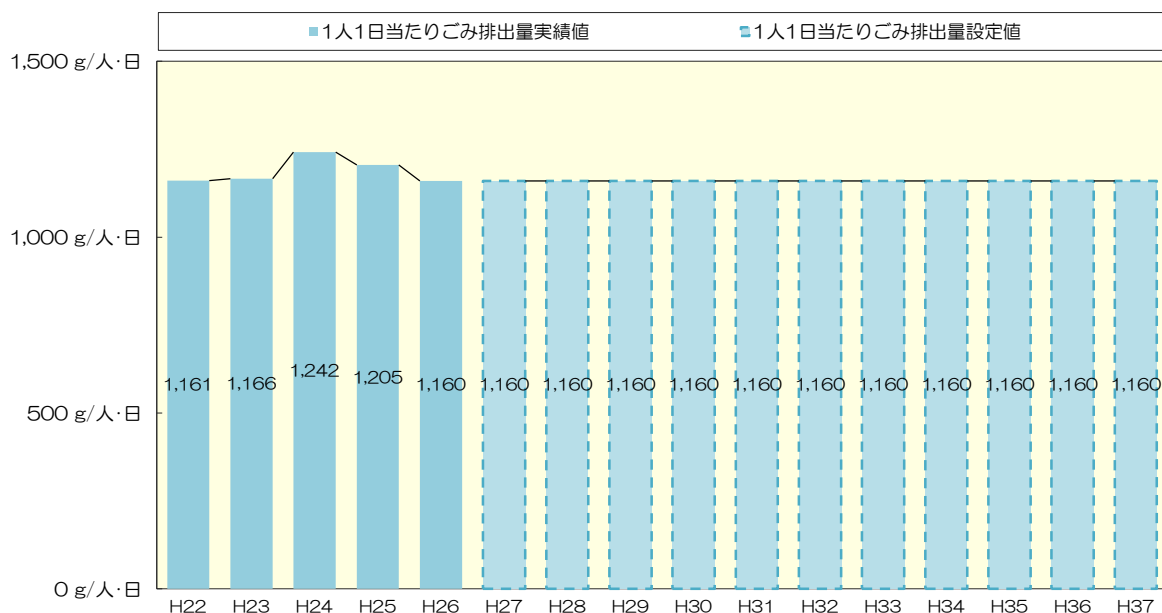


図 2.11 与論町の1人1日当たりごみ排出量の設定

(4) 将来ごみ排出量の予測

与論町の将来人口及び1人1日当たりごみ排出量の設定値を基に将来ごみ排出量の算定を行った結果、ごみ量は人口減少に伴い、平成37年度まで年々減少する結果となります。

表 2.17 与論町の将来ごみ排出量の予測

年 度	将来人口 (計画収集人口) (人)	ごみ排出量予測値	
		1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	ごみ年間排出量 (t/年)
平成27年度	5,152	1,160	2,181
平成28年度	5,087	1,160	2,154
平成29年度	5,022	1,160	2,126
平成30年度	4,958	1,160	2,099
平成31年度	4,893	1,160	2,077
平成32年度	4,828	1,160	2,044
平成33年度	4,762	1,160	2,016
平成34年度	4,696	1,160	1,988
平成35年度	4,630	1,160	1,966
平成36年度	4,564	1,160	1,932
平成37年度	4,498	1,160	1,904

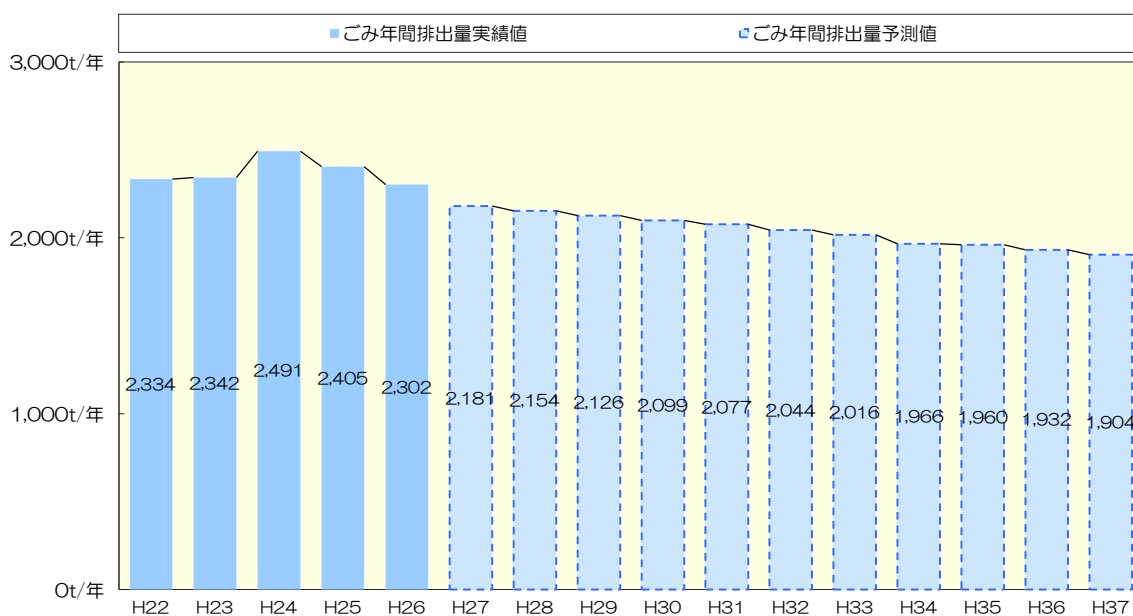


図 2.12 与論町の将来ごみ排出量の予測

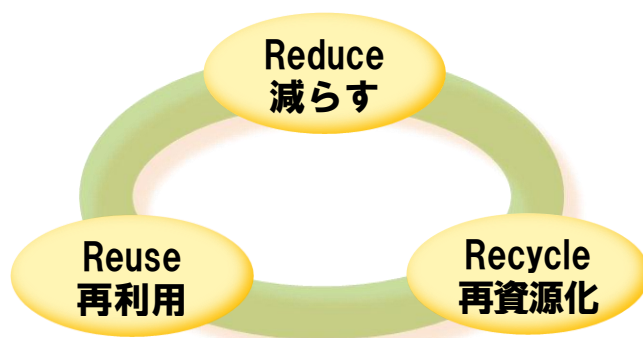
5. ごみ処理基本方針

本町におけるごみの排出量（排出原単位）の値は、県内他市町村と比較すると高く、資源化率は低い値で推移していることから、さらなるごみの減量、リサイクル率を向上させるための施策に取り組み、町、町民、事業者の協働による、ごみの排出抑制・減量化及び循環型社会の形成を目指します。

ごみ減量に関して町民の意見やアイデアを積極的に取り入れ、また、事業者と連携し資源化の拡大を図り、与論町を一般廃棄物処理の先進地域として県内外に広くアピールしていくために3つの行動理念（3R リデュース：減らす、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）に基づき、次の5項目を基本方針とします。

与論町のごみ処理に関する基本方針

- ① 町における方策の推進
- ② 町民によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ③ 事業者によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ④ 再利用の促進及び再生品の利用促進
- ⑤ ごみ減量・資源化の啓発活動の充実



6. ごみの減量化目標

減量化目標値については、国や鹿児島県の減量化目標値を参考に設定します。

(1) 国の減量化目標値

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【国の一般廃棄物の減量化目標値】			
	平成 24 年度 実績値※	平成 32 年度 減量化目標量	平成 32 年度 目標値
排出量	45 百万トン/年	平成 24 年度比 約 12%削減	39.6 百万トン/年
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	—	—	500 g/人・日
再生利用率	9.3 百万トン/年 (排出量に対して約 21%)	排出量比 約 27%に増加	10.7 百万トン/年 (排出量に対して約 27%)
最終処分量	4.7 百万トン/年 (排出量に対して 10.3%)	平成 24 年度比 約 14%削減	4.0 百万トン/年 (排出量に対して 10.2%)

※ 平成 24 年度実績値における（ ）の数値は環境省は表示していないが、平成 32 年度目標値と比較しやすいように算出し表示している。
また、実績値は百万トンで四捨五入し、割合はトンで算出し表示している。

(2) 鹿児島県の減量化目標値

鹿児島県は、「鹿児島県廃棄物処理計画改訂（案）」（平成 28 年 2 月時点）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【鹿児島県の一般廃棄物の減量化目標値改訂（案）】			
	平成 27 年度 推計値	平成 32 年度 減量化目標量 (平成 27 年度比)	平成 32 年度 目標値
総排出量	551 千トン/年	約 6.5%削減	516 千トン/年
1 人 1 日当たり ごみ排出量	915 g/人・日	約 2.7%削減	890 g/人・日
再生利用率	95 千トン/年 (排出量に対して 17.3%)	約 4.8%増加	114 千トン/年 (排出量に対して 22.1%)
最終処分量	70 千トン/年 (排出量に対して 12.7%)	約 14.3%削減	60 千トン/年 (排出量に対して 11.6%)

(3) 与論町の減量化目標値

本町のごみの減量化目標値の設定に当たっては、国、鹿児島県の減量化目標値を踏まえて設定します。

本町の平成 26 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（1,160 g/人・日）は、鹿児島県の平成 32 年度目標値（890 g/人・日）と比較すると大幅に高くなっていることから、鹿児島県の目標値をそのまま本町の目標値に設定することは難しいと考えられます。よって、1 人 1 日当たりのごみ排出量については、平成 26 年度の実績値に対し、平成 37 年度において 10%減量した 1,044 g/人・日を目標値に設定します。

再生利用率は、平成 26 年度の再生利用率実績値 14.9%に対し、鹿児島県の平成 32 年度目標値に準じて、平成 37 年度目標値を 22.1%に設定します。

最終処分率は、平成 26 年度の再生利用率実績値 10.6%に対し、国の平成 32 年度目標値に準じて、平成 37 年度目標値を 10.2%に設定します。

【与論町の一般廃棄物の減量化目標値】			
	平成 26 年度 実 績 値	平成 37 年度 減量化目標量 (平成 26 年度比)	平成 37 年度 目 標 値
総排出量	2,302 トン/年	約 26%削減	1,714 トン/年※
1 人 1 日当たり ごみ排出量	1,160 g/人・日	10%削減	1,044 g/人・日
再生利用率	343 トン/年 (排出量に対して 14.9%)	7.2%増加	379 トン/年 (排出量に対して 22.1%)
最終処分率	244 トン/年 (排出量に対して 10.6%)	0.4%削減	175 トン/年 (排出量に対して 10.2%)

※ 平成 37 年度の総排出量目標値は、1 人 1 日当たりごみ排出量目標値 1,044 g/人・日に将来人口（4,498 人）及び年間日数を乗じて算出した。

(4) 減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

本町の将来ごみ排出量予測値に対し、減量化目標値を達成するための減量化量を表 2.18 及び図 2.13 に示します。

減量化目標値は、平成 26 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績値 1,160 グラムから平成 37 年度の目標値である 1,044 グラムに一定量ずつ減少させるものと設定し、1 人 1 日当たりごみ排出量×将来人口×365 日（閏年は 366 日）で算出した値です。

表 2.18 与論町の減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

年 度	年間ごみ排出量予測値 (t/年)	減量化目標値 (t/年)	減量化量 (t/年)
平成 27 年度	2,291	2,270	21
平成 28 年度	2,154	2,115	39
平成 29 年度	2,126	2,068	58
平成 30 年度	2,099	2,023	76
平成 31 年度	2,077	1,983	94
平成 32 年度	2,044	1,933	111
平成 33 年度	2,016	1,888	128
平成 34 年度	1,988	1,844	144
平成 35 年度	1,966	1,805	161
平成 36 年度	1,932	1,757	175
平成 37 年度	1,904	1,714	190

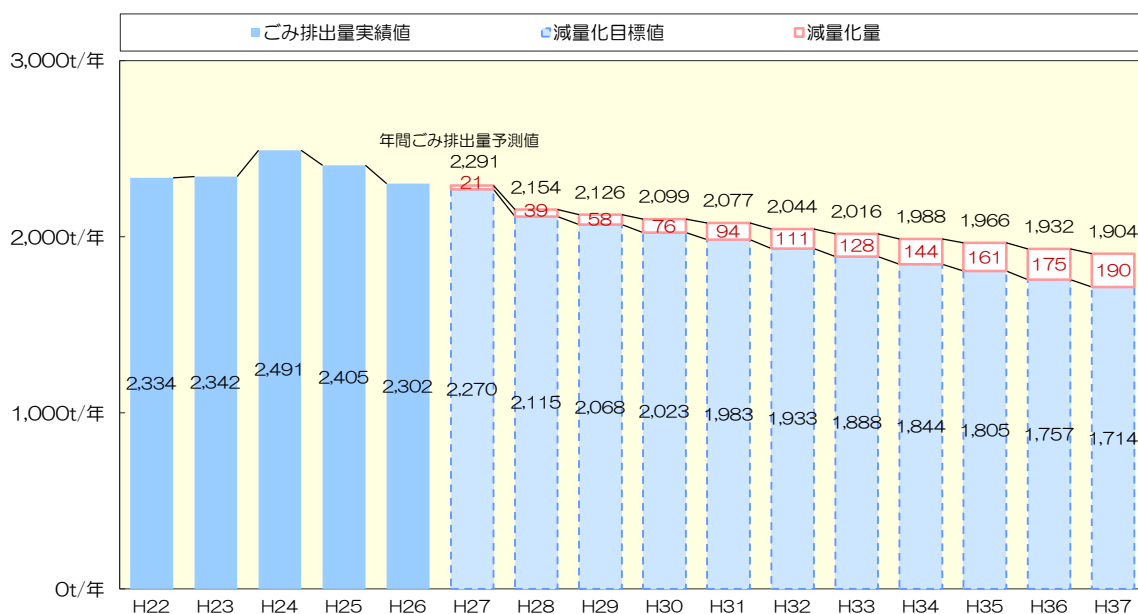


図 2.13 与論町の減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

7. ごみ処理計画

これまでの本町におけるごみ処理に関する現状や課題を踏まえ、今後ごみの減量及び適正かつ円滑なごみ処理を行うための計画を各項目別に設定します。

(1) 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの取り組みを推進し、循環型社会の形成を構築するにあたっては、行政、住民、事業者の三者が一体となった取り組みを行っていく必要があり、それぞれの役割分担のもとに協力しあいながら、各種方策を実施していくものとします。

以下にそれぞれの主体における方策事例を示します。

① 行政における方策事例

行政としては、ごみの適正処理、減量化・資源化を推進するため、各種ごみ処理施設の整備、ごみ処理体制の確立、住民意識の啓発等を行っていくものとします。

以下に行政における方策事例を示します。

- 意識啓発のための広報活動、美化運動の推進・支援（ポスター、パンフレット等の作成）
- 小中学校での環境教育の徹底（副読本の作成、施設見学の推進）
- 各種イベントの定期的開催（フリーマーケット等）
- マイバッグ運動の推進
- 公共施設における再生品の使用促進
- ごみ減量等に関する講演会等の開催
- 事業者に対する指導及び研修活動
- ごみ減量アイデア集の発行
- 資源回収業者の育成
- ごみ処理有料化の検討

② 住民における方策事例

住民におけるごみの排出抑制策は、消費者としての消費意識の変革を行うことが目的であり、住民1人1人がごみとして排出される商品の買い控えや選択購入等の、ごみの排出抑制を考慮した消費活動の実践を行うことが大切です。

以下に住民における方策事例を示します。

- 町の実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ごみの分別排出の徹底（適正排出）
- 生ごみのコンポスト化（堆肥化）
- 消費活動の計画化
 - ・ 食料品は食べ残しがないような、量と質を考慮して購入する。
 - ・ 紙コップ、紙皿、割ばし等の使い捨て製品の使用を控える。
 - ・ 衣類や耐久消費材はリフォームして長期間使用する。また、不用となった場合は不用品交換やフリーマーケット等にて再利用を図る。
 - ・ 清涼飲料、調味料等の容器は再利用可能なものを選定する。
- 住民活動の実施
 - ・ グリーンコンシューマー活動（3Rの実施）
 - ・ 資源ごみの集団回収運動
 - ・ 再生資源を用いた製品の使用運動
 - ・ ごみのポイ捨てをやめる運動
 - ・ 過剰包装の自粛運動
 - ・ ごみの分別運動
 - ・ 紙パック回収運動
 - ・ マイバッグ運動
- 活動情報の共有化
 - ・ ポスター・パンフレットの作成
 - ・ イベント・フェア等の開催
 - ・ 先進地視察等の実施

※ グリーンコンシューマーとは、環境に配慮した行動を行う消費者のこと。

※ 3Rとは、リデュース（ごみを減らす）、リユース（使えるものは繰り返し使う）、リサイクル（ごみを再資源化する）の頭文字の3つのRのこと。

③ 事業者における方策事例

事業者におけるごみの減量策は、製品の製造をする事業所、製品の販売をする小売店、事務系の各種事業所の3つの区分に大別され、それぞれの内容に応じたごみの減量策を講じていく必要があります。

以下に事業者における方策事例を示します。

● 製造段階での方策

- ・ 商品は出来るだけリサイクルできる構造及び材料を選ぶ。
- ・ 再生材料を出来るだけ使用する。
- ・ 梱包、包装、容器を簡易にし、再使用出来る材料もしくは、処理の容易な材料を使用する。
- ・ 逆流通システムや回収システムの整備を行う。

● 販売段階での方策

- ・ 販売店等での過剰包装をしない。
- ・ 外食産業等では、使い捨て容器の使用を控える。
- ・ リターナブルビンの回収を消費者に積極的にアピールする。
- ・ リサイクル商品の販売を促進する。

● 事業所における方策

- ・ 無駄なコピー等を行わない。（両面コピーの活用）
- ・ 事業所内での紙の分別を行う。
- ・ 再生紙の使用を促進する。
- ・ 紙を使わない事務処理方式を検討・採用する。

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬計画については、分別の徹底、適正排出の厳守を呼びかけます。

資源ごみについては、新たに紙類を資源ごみに区分し、収集・運搬を行います。また、アルミや生きびん・紙類等の資源ごみについては、抜き取り防止を図っていきます。

今後は、高齢者や障がい者等ごみの分別・排出が困難な住民の収集体制や、乳幼児及び高齢者のおむつ等、社会情勢や生活スタイルの変化により、増加が想定される品目について現状を把握しつつ今後の対応を検討していきます。

なお、在宅医療廃棄物の収集・運搬について医療関係機関と協議・検討を行います。

本町におけるごみの収集・運搬に係る計画は次に示すとおりとなっており、街道地域以外の地域の事業系ごみについては、今後も各事業者による直接搬入とします。

表 2.19 今後の家庭系ごみ及び事業系ごみの収集・運搬体制

			家庭系ごみ (町全域)	事業系ごみ	
				(街道地域)	(その他地域)
収集業者			委託業者	委託業者	直接搬入
収集方式			ステーション方式	ステーション方式	
分別種類 ・ 収集頻度	燃えるごみ		週2回	週3回	
	資源ごみ	紙類	2回/週	直接搬入	
		缶類	1回/週	1回/週	
		びん類	1回/月	1回/月	
		ペットボトル	1回/月	1回/月	
	その他ごみ		1回/月	1回/月	
	粗大ごみ		直接搬入	直接搬入	

表 2.20 今後の家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分

分 別 区 分		排出容器	主な品目と出し方
燃えるごみ		指定袋	生ゴミ、おむつ、プラスチック・ビニール製品、ゴム・革製品、ビデオテープ、衣類、発泡スチロール、柄がプラスチック製のカミソリ
資源(ごみ)	紙類	ひもで縛る	新聞・書籍・ダンボール
	缶 類	指定袋	ジュースなどの飲み物の缶・缶類、菓子缶、針、カミソリ刃
	びん類	サンテナ	※ビンのラベルはとらなくても可 再利用するもの酒・しょう油びん・ビールビン、化粧瓶、再資源するもの調味料・卓上醤油・塩・コーヒー・ジャム など
	ペットボトル	サンテナ	水、お茶、ジュース
その他ごみ		指定袋	割れたビン・ガラス・コップ・陶器、蛍光灯・電球、電池
粗大ごみ		直接搬入	家具類、自転車、炊飯器・ポット、畳、トタン・廃材、一斗缶、傘、家電リサイクル以外の家電製品、ガステーブル・流し台厨房用品、刃物、鍋
町で処理できないごみ (産業廃棄物)		—	バッテリー、ペンキ、ドラム缶、廃油、ガスボンベ、タイヤ、オートバイ、消火器、ブロック・建築廃材、車、肥料袋・マルチ等
家電リサイクル		—	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン

(3) 中間処理計画

本町のごみの中間処理は、ごみ焼却施設において焼却処理、リサイクルセンターにおいて破碎・選別・圧縮処理を行います。

焼却施設については、現施設及び平成 29 年度供用開始予定の新ごみ焼却施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、適宜補修・更新等を行うものとしします。

リサイクルセンターについても、焼却施設同様に、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、施設の適正な維持管理に努め、適宜補修・更新等を行うものとしします。

以下にごみ種類別の処理方法について示します。

① 燃えるごみ

燃えるごみは、焼却施設により焼却処理を行うものとしします。なお、焼却残渣については、最終処分場へ埋立処分を行います。

② その他ごみ

割れたビン、ガラス・コップ・陶器類、蛍光灯・電球等のその他ごみは、リサイクルセンターにて破碎・選別処理を行い、金属等の有価物についてはリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。

③ 資源ごみ

紙類、缶類、びん類、ペットボトル等の資源ごみは、リサイクルセンターにて選別・圧縮梱包処理を行い、びん類及びペットボトルについては、ストックヤードにて一時貯留した後、リサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。

④ 粗大ごみ

タンス、ベッド、自転車等の粗大ごみは、リサイクルセンターにて選別処理を行い、金属等の有価物については、リサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。

(4) 最終処分計画

本町の一般廃棄物の最終処分は、与論町一般廃棄物最終処分場において、焼却処理後の焼却残渣等の埋立処分を行います。

今後も当該施設の適正な維持管理、最終処分量の低減に努め、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、最終処分量の低減を図ることで、施設の延命化を推進していきます。

(5) 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「与論町地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省）に基づき、鹿児島県や県内他市町村の動向を勘案しつつ、災害廃棄物の処理に係る計画等の策定について今後検討していく必要があります。

以下に災害廃棄物の処理に係る計画等の策定の際に検討する内容の事例を示します。

表 2.21 災害廃棄物の処理に係る計画等において検討する主な内容（事例）

検討項目	内容
① 災害の規模	地域防災計画において想定される規模の災害に応じた災害廃棄物の処理等を検討する
② 災害の種類	震災、水害等災害の種類によって災害廃棄物の性状、その処理方法も大きく異なることから、地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定し検討する
③ 災害の発生場所	被災地域によって使える施設やマンパワー等が異なるため地域特性を考慮し検討する
④ 災害の発生時期	夏季においては腐敗性廃棄物の迅速な処理や、冬季の乾燥に伴う火災への留意等季節や地域の気候特性を加味し検討する
⑤ 災害廃棄物の処理主体	関係機関と連携し各主体の役割を明らかにし、災害時に適正かつ迅速な処理及び支援が行えるよう検討する
⑥ 内部体制の整備	災害廃棄物処理対策の役割を明確化し、発災時の動員、配置計画、連絡体制、指揮伝達系統等について検討する
⑦ 協力支援体制の整備	人命を最優先するために、道路上の廃棄物の撤去等通行の確保が必要となるため自衛隊や警察、消防との連携構築を検討する
⑧ 資機材の備蓄等	処理施設が被災し使用出来ない場合を想定し、補修等に必要な資機材及び仮設トイレ等の確保について検討する
⑨ 情報収集・連絡体制の強化	災害廃棄物処理に係る情報伝達が県及び住民に対しても迅速かつ的確に行えるよう検討する
⑩ 職員への教育訓練等	災害時に計画等が有効に活用されるように、担当職員に対し継続的な教育訓練及び意識啓発活動について検討する
⑪ 住民等への啓発・広報	住民が発災当初の混乱の中でも行える分別方法や、粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法等について定め、便乗ごみの不法投棄や野焼きの禁止等日頃からの意識啓発活動について検討する

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理体制

生活排水は、各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。以下に本町のそれぞれの処理体制を示します。

(1) 生活雑排水の処理体制

各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水のうち、農業集落排水処理施設接続世帯及び合併処理浄化槽設置世帯は、汚水処理後に公共用水域に放流されますが、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯は未処理のまま放流され、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

(2) し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、現在ではし尿貯留施設にて貯留を行っていますが、今後はし尿・浄化槽汚泥処理施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていく予定です。また、農業集落排水処理施設から排出される汚泥については、堆肥センターにて堆肥化を行っていますが、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備後は、当該施設で処理を行う予定となっています。

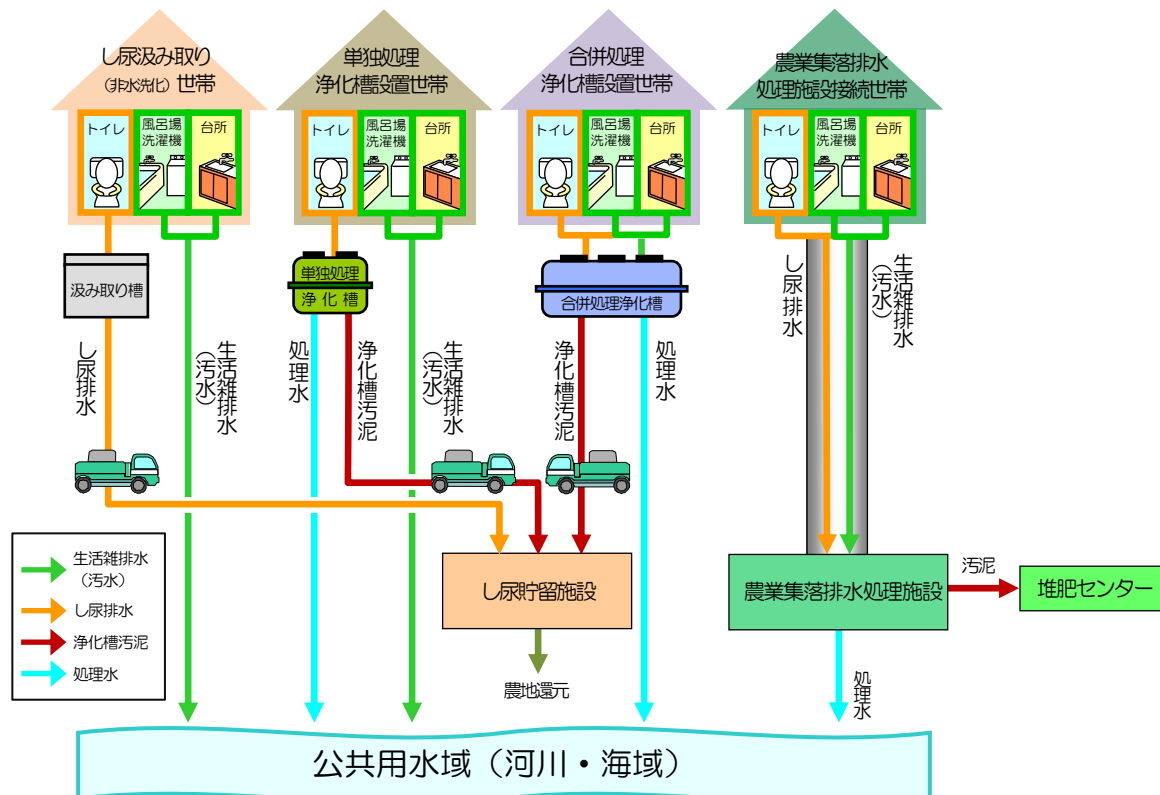


図 3.1 与論町の生活排水の処理体制

(3) 施設整備状況

① し尿貯留施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在し尿貯留施設にて一時貯留を行っています。

今後は、し尿・浄化槽汚泥処理施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていく予定です。



写真 3.1 し尿貯留施設

表3.1 し尿貯留施設の概要

施 設 名 称	し尿貯留施設
所 在 地	与論町立長791
竣 工 年 月	昭和63年
貯 留 容 量	231トン

② 農業集落排水処理施設

本町の農業集落排水は、赤佐地区に整備されており、接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿排水は、与論町赤佐地区農業集落排水処理施設において処理が行われ、当該施設において処理された後に公共用水域へ放流されます。また、農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、脱水処理後、堆肥センターにて堆肥化を行っています。



写真 3.2 与論町赤佐地区農業集落排水処理施設

表3.2 与論町赤佐地区農業集落排水処理施設の概要

施設名称	与論町赤佐地区農業集落排水処理施設
所在地	与論町大字茶花
供用開始	平成7年6月
処理能力	742.5 m ³ /日
処理方式	回分式活性汚泥方式

2. 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理人口

本町の生活排水処理人口の推移を表 3.3 及び図 3.2 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の推移でみると、合併処理浄化槽人口については増加傾向がみられ、それ以外については、概ね減少傾向にあります。

表 3.3 与論町の生活排水処理人口の推移

年 度	処理内容 農業集落排水人口 (人)	合併処理浄化槽人口 (人)	未処理人口 (人)			合 計 (人)
			単独処理浄化槽人口	非水洗化人口 (し尿処理人口)	(単独+し尿)	
平成 22 年度	1,046 (19.1%)	1,250 (22.9%)	616 (11.3%)	2,552 (46.7%)	3,168 (58.0%)	5,464 (100%)
平成 23 年度	1,040 (19.2%)	1,292 (23.9%)	616 (11.4%)	2,465 (45.5%)	3,081 (56.9%)	5,413 (100%)
平成 24 年度	1,040 (19.1%)	1,324 (24.4%)	616 (11.3%)	2,456 (45.2%)	3,072 (56.5%)	5,436 (100%)
平成 25 年度	1,018 (18.6%)	1,358 (24.8%)	575 (10.5%)	2,517 (46.0%)	3,092 (56.5%)	5,468 (100%)
平成 26 年度	954 (17.8%)	1,580 (29.4%)	741 (13.8%)	2,097 (39.0%)	2,838 (52.8%)	5,372 (100%)

資料：「与論町資料」

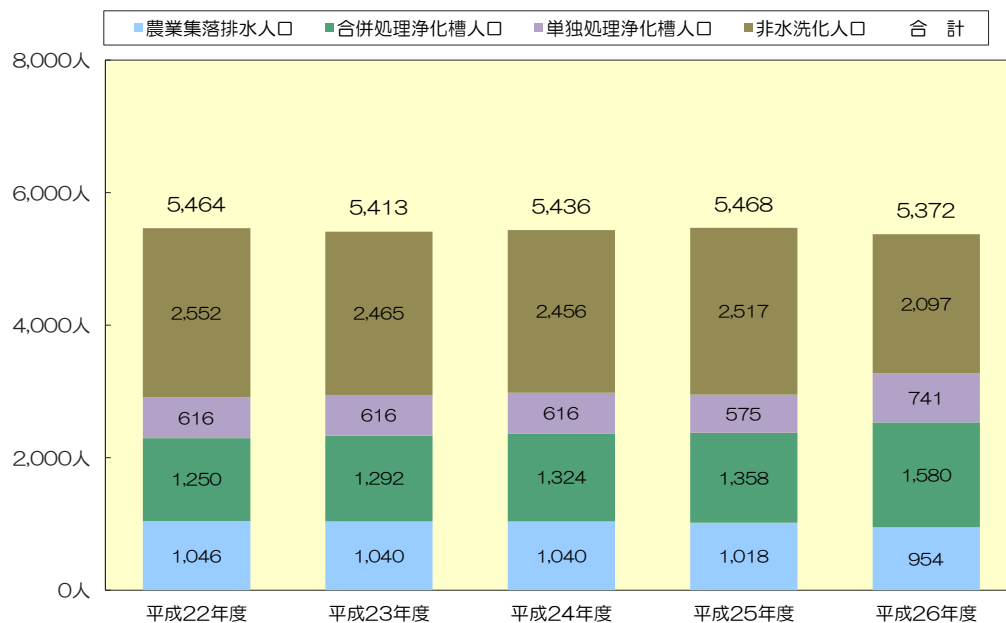


図 3.2 与論町の生活排水処理人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量を表 3.4 及び図 3.3 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の推移でみると、し尿については平成 24 年度をピークに減少傾向にあり、浄化槽汚泥については年々増加傾向にあります。

表 3.4 与論町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

年 度	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合 計 (kL/年)
平成 22 年度	650 (51.2%)	620 (48.8%)	1,270 (100%)
平成 23 年度	695 (51.0%)	668 (49.0%)	1,363 (100%)
平成 24 年度	746 (49.1%)	774 (50.9%)	1,520 (100%)
平成 25 年度	654 (45.2%)	793 (54.8%)	1,447 (100%)
平成 26 年度	567 (40.7%)	827 (59.3%)	1,394 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

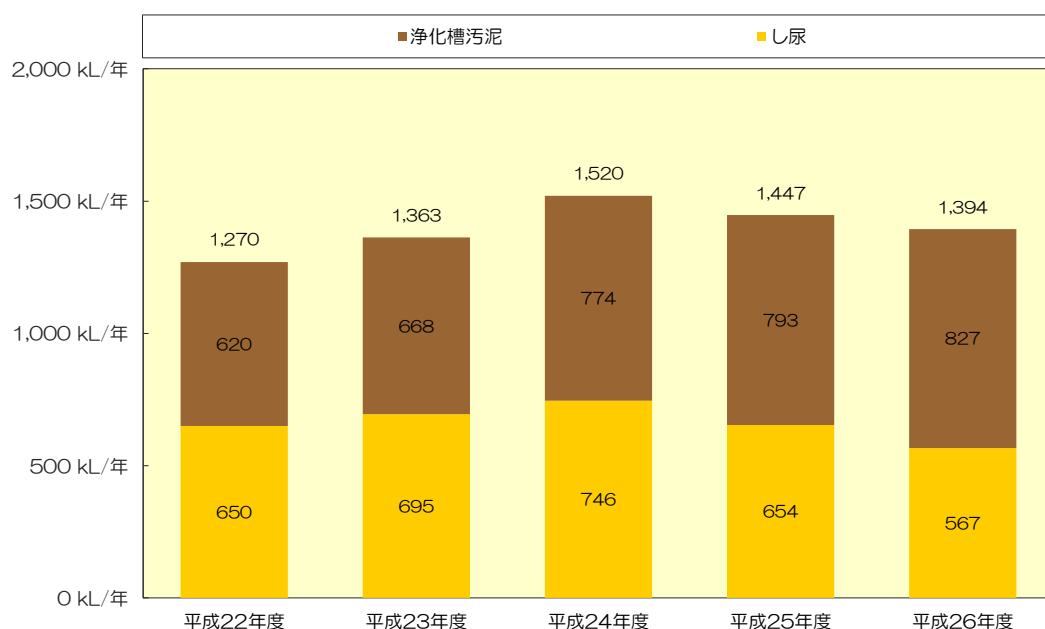


図 3.3 与論町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

3. 生活排水処理の課題

家庭や事業所から廃食油等を生活雑排水として排出した場合、適正処理が行われずに、公共用水域の水質汚濁を招くおそれがあります。

また、浄化槽設置世帯については、浄化槽法により定期的な清掃及び保守点検が義務付けられていますが、十分に浸透していない現状がみられます。

公共用水域の水質保全を図るためにも本町では、排出元である町民及び事業者に対し、適正な排出及び汚濁水の排出抑制等意識啓発を推進する必要があります。

収集・運搬については、新たな施設への搬入や、世帯数に対応した効率的な収集運搬体制の確立を検討していく必要があります。

排出に関する課題

- ・ 廃食油や米のとぎ汁等の流出防止を周知徹底する必要がある。
- ・ 廃食油等の有効利用を促進する必要がある。
- ・ 洗濯時の洗剤等の適量使用を促進する必要がある。
- ・ 洗濯排水の直接排水防止を促進する必要がある。
- ・ お風呂の残り湯の再利用を促進する必要がある。
- ・ 調理くず等の排水を抑制する必要がある。
- ・ 水質保全に対する啓発活動を継続的に実施し、推進する必要がある。
- ・ 浄化槽の定期的な清掃、保守点検の実施を周知する必要がある。
- ・ 畜産農家や事業者に対し生活排水に係る適正な指導を行う必要がある。

収集・運搬の課題

- ・ 効率的な収集・運搬体制を維持する必要がある。
- ・ 収集・運搬対象世帯数の減少に対応した適正な収集・運搬体制の確保が必要になる。
- ・ 収集運搬業者の適正数を検討していく必要がある。

中間処理の課題

- ・ 新たに整備予定のし尿・浄化槽汚泥処理施設を今後適正に維持管理し、効率的な運転について検討していく必要がある。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の安定処理を継続していく必要がある。

本町においては、農業集落排水処理施設への接続を推進していますが、整備済み区域内において、当該施設への未接続世帯が存在します。

また、汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。農業集落排水処理施設の処理区域内の世帯については、施設への接続を促進し、処理区域外の世帯については合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要があります。

農業集落排水処理施設への接続、 合併処理浄化槽への切り替えの課題

- ・ 農業集落排水処理施設（整備済区域）への接続率の向上を図る必要がある。
- ・ 農業集落排水処理施設への接続に対する助成制度を周知していく必要がある。
- ・ 生活雑排水が処理できない汲み取り世帯、単独処理浄化槽設置世帯については、合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要がある。

台風や集中豪雨等の災害時は、便槽や浄化槽が水没したり、土砂の流入等によって通常よりし尿の汲み取り作業が困難となるだけでなく、公衆衛生上汲み取り後は速やかな周辺の清掃、消毒が必要となります。

また、農業集落排水処理施設及びし尿貯留施設が被災した場合を想定し、与論町地域防災計画に基づき災害時のし尿処理等について今後検討を行う必要があります。

災害時のし尿処理に関する課題

- ・ 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ・ より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。

4. 生活排水処理基本方針

本町では、公共用水域の水質保全を目的としてし尿・浄化槽汚泥処理施設の整備、農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への切り替え及び浄化槽の適正管理について、町民及び事業者へ理解と協力を呼びかけ、生活排水の適正処理を図るものとします。

以下に本町における生活排水処理に関する基本方針を示します。

与論町の生活排水処理に関する基本方針

- ① し尿・浄化槽汚泥処理施設整備の推進
- ② 農業集落排水処理施設への接続促進
- ③ 農業集落排水処理施設整備の推進
- ④ 合併処理浄化槽への切り替え
- ⑤ 浄化槽の適正管理の啓発

5. 生活排水処理人口及び処理量の推計

(1) 生活排水処理人口の推計

本町における生活排水処理人口の割合については、平成 26 年度の各処理人口の割合を維持すると想定すると、表 3.5 に示すとおりとなります。

表 3.5 与論町の生活排水処理人口の推計

処理内容 年 度		農業集落排水人口 (人)	合併処理浄化槽人口 (人)	未処理人口 (人)			合 計 (人)
				単独処理浄化槽人口	非水洗化人口 (し尿処理人口)	(単独+し尿)	
実績値※1	平成 22 年度	1,046 (19.1%)	1,250 (22.9%)	616 (11.3%)	2,552 (46.7%)	3,168 (58.0%)	5,464 (100%)
	平成 23 年度	1,040 (19.2%)	1,292 (23.9%)	616 (11.4%)	2,465 (45.5%)	3,081 (56.9%)	5,413 (100%)
	平成 24 年度	1,040 (19.1%)	1,324 (24.4%)	616 (11.3%)	2,456 (45.2%)	3,072 (56.5%)	5,436 (100%)
	平成 25 年度	1,018 (18.6%)	1,358 (24.8%)	575 (10.5%)	2,517 (46.0%)	3,092 (56.5%)	5,468 (100%)
	平成 26 年度	954 (17.8%)	1,580 (29.4%)	741 (13.8%)	2,097 (39.0%)	2,838 (52.8%)	5,372 (100%)
推計値※2	平成 27 年度	958 (17.8%)	1,587 (29.4%)	745 (13.8%)	2,105 (39.0%)	2,850 (52.8%)	5,395 (100%)
	平成 28 年度	903 (17.8%)	1,496 (29.4%)	702 (13.8%)	1,985 (39.0%)	2,687 (52.8%)	5,087 (100%)
	平成 29 年度	892 (17.8%)	1,477 (29.4%)	693 (13.8%)	1,960 (39.0%)	2,653 (52.8%)	5,022 (100%)
	平成 30 年度	880 (17.8%)	1,458 (29.4%)	685 (13.8%)	1,934 (39.0%)	2,619 (52.8%)	4,958 (100%)
	平成 31 年度	869 (17.8%)	1,439 (29.4%)	676 (13.8%)	1,909 (39.0%)	2,585 (52.8%)	4,893 (100%)
	平成 32 年度	857 (17.8%)	1,420 (29.4%)	667 (13.8%)	1,884 (39.0%)	2,551 (52.8%)	4,828 (100%)
	平成 33 年度	846 (17.8%)	1,401 (29.4%)	658 (13.8%)	1,858 (39.0%)	2,516 (52.8%)	4,762 (100%)
	平成 34 年度	834 (17.8%)	1,381 (29.4%)	648 (13.8%)	1,833 (39.0%)	2,481 (52.8%)	4,696 (100%)
	平成 35 年度	822 (17.8%)	1,362 (29.4%)	639 (13.8%)	1,807 (39.0%)	2,446 (52.8%)	4,630 (100%)
	平成 36 年度	811 (17.8%)	1,342 (29.4%)	630 (13.8%)	1,781 (39.0%)	2,411 (52.8%)	4,564 (100%)
	平成 37 年度	799 (17.8%)	1,323 (29.4%)	621 (13.8%)	1,755 (39.0%)	2,376 (52.8%)	4,498 (100%)

※1 実績値：与論町資料

※2 推計値：平成 26 年度実績値に基づく各処理人口の構成割合×与論町の推計人口

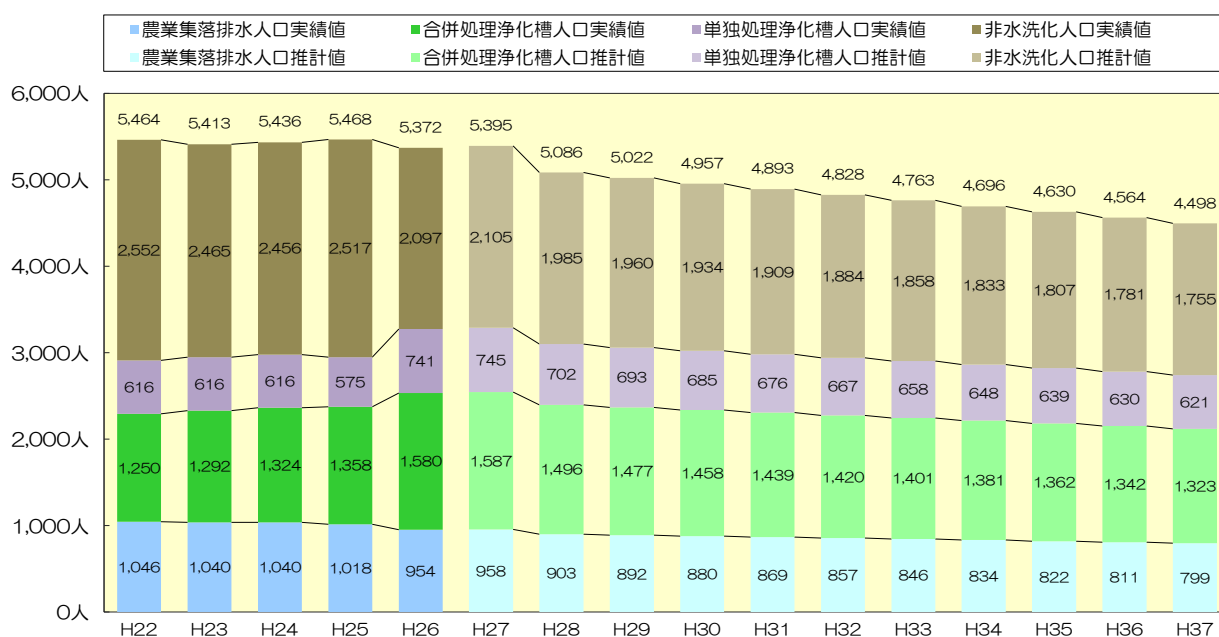


図 3.4 与論町の生活排水処理人口の推計

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計

前項の生活排水処理人口の推計値に基づくし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みを表 3.6 に示します。

表 3.6 与論町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

年 度	処理内容	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合 計 (kL/年)
実績値※1	平成 22 年度	650 (51.1%)	621 (48.9%)	1,271 (100%)
	平成 23 年度	695 (51.0%)	669 (49.0%)	1,364 (100%)
	平成 24 年度	747 (49.1%)	775 (50.9%)	1,522 (100%)
	平成 25 年度	655 (45.2%)	794 (54.8%)	1,449 (100%)
	平成 26 年度	567 (40.7%)	827 (59.3%)	1,394 (100%)
推計値※2	平成 27 年度	568 (39.7%)	863 (60.3%)	1,431 (100%)
	平成 28 年度	536 (39.7%)	813 (60.3%)	1,349 (100%)
	平成 29 年度	529 (39.7%)	803 (60.3%)	1,332 (100%)
	平成 30 年度	522 (39.7%)	793 (60.3%)	1,315 (100%)
	平成 31 年度	515 (39.7%)	783 (60.3%)	1,298 (100%)
	平成 32 年度	509 (39.7%)	772 (60.3%)	1,281 (100%)
	平成 33 年度	502 (39.7%)	762 (60.3%)	1,263 (100%)
	平成 34 年度	495 (39.7%)	751 (60.3%)	1,246 (100%)
	平成 35 年度	488 (39.7%)	740 (60.3%)	1,228 (100%)
	平成 36 年度	481 (39.7%)	730 (60.3%)	1,211 (100%)
	平成 37 年度	474 (39.7%)	719 (60.3%)	1,193 (100%)

※1 し尿及び浄化槽汚泥処理量実績値：与論町資料

※2 し尿及び浄化槽汚泥処理量推計値：各処理人口推計値×過去5年間の1人1日当たり各処理量の平均

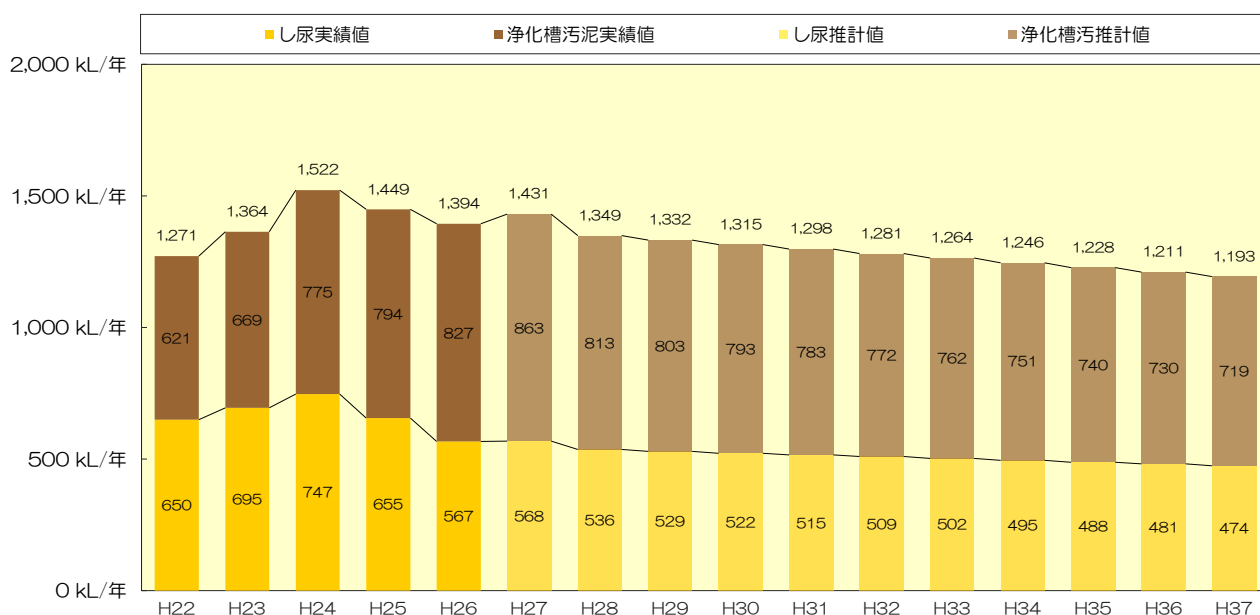


図 3.5 与論町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

6. 生活排水処理計画

これまでの本町における生活排水処理に関する現状や課題を踏まえ、生活排水処理に関する計画を各項目別に設定します。

(1) 排出抑制計画

公共用水域の水質保全のためにも、町民及び事業者の理解と協力による生活排水の適正な排出及び排出抑制が重要となってきます。

調理くずや廃食油の流出防止等について、広報紙やホームページへの継続的な掲載を行い、生活排水の適正排出及び排出抑制について啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

(2) 収集・運搬計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者により行われており、農業集落排水施設接続世帯以外の与論町内の世帯が対象となっています。

今後もこれまでとおり適正な収集・運搬体制を維持していきます。

(3) 中間処理計画

① し尿・浄化槽汚泥処理施設

本町では、汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は現在、し尿貯留施設で一時貯留を行っていますが、今後は、し尿・浄化槽汚泥処理施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていきます。

② 農業集落排水施設

農業集落排水施設の未整備地域については、今後も整備を推進していきます。

また、整備が済んでいる農業集落排水施設処理区域については、未接続世帯に対し施設への接続を推進していきます。

③ 合併処理浄化槽

農業集落排水施設の整備が困難な地域については、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えについて、広報誌やホームページ等により助成制度の周知を図りつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推進していきます。

(4) 最終処分・資源化計画

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出される汚泥については、今後循環型社会の形成を目指し、新設されるし尿・浄化槽汚泥処理施設において堆肥化を行っていきます。また、農業集落排水処理施設から排出される汚泥についても、し尿・浄化槽汚泥処理施設において併せて堆肥化を行っていく予定となっています。

(5) 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、汲み取り便槽の水没や雨水・土砂の流入等が想定され、公衆衛生上速やかに汲み取り、清掃、消毒等が必要となります。

収集・運搬及び処理体制、各種関係機関との連携体制を確立し、迅速かつ適正な処理を図るため、与論町地域防災計画に基づき、鹿児島県や県内他市町村の動向を勘案しつつ、より具体的な災害時のし尿処理等について今後検討していきます。